

10月から、保育料が無償化されます

- 2019年10月から、3～5歳児のお子様については**保育料が無償化**されるため、保育料を町にお支払いいただく必要がなくなります。
0～2歳児のお子様については、**住民税非課税世帯**の場合、**保育料が無償化**されます。

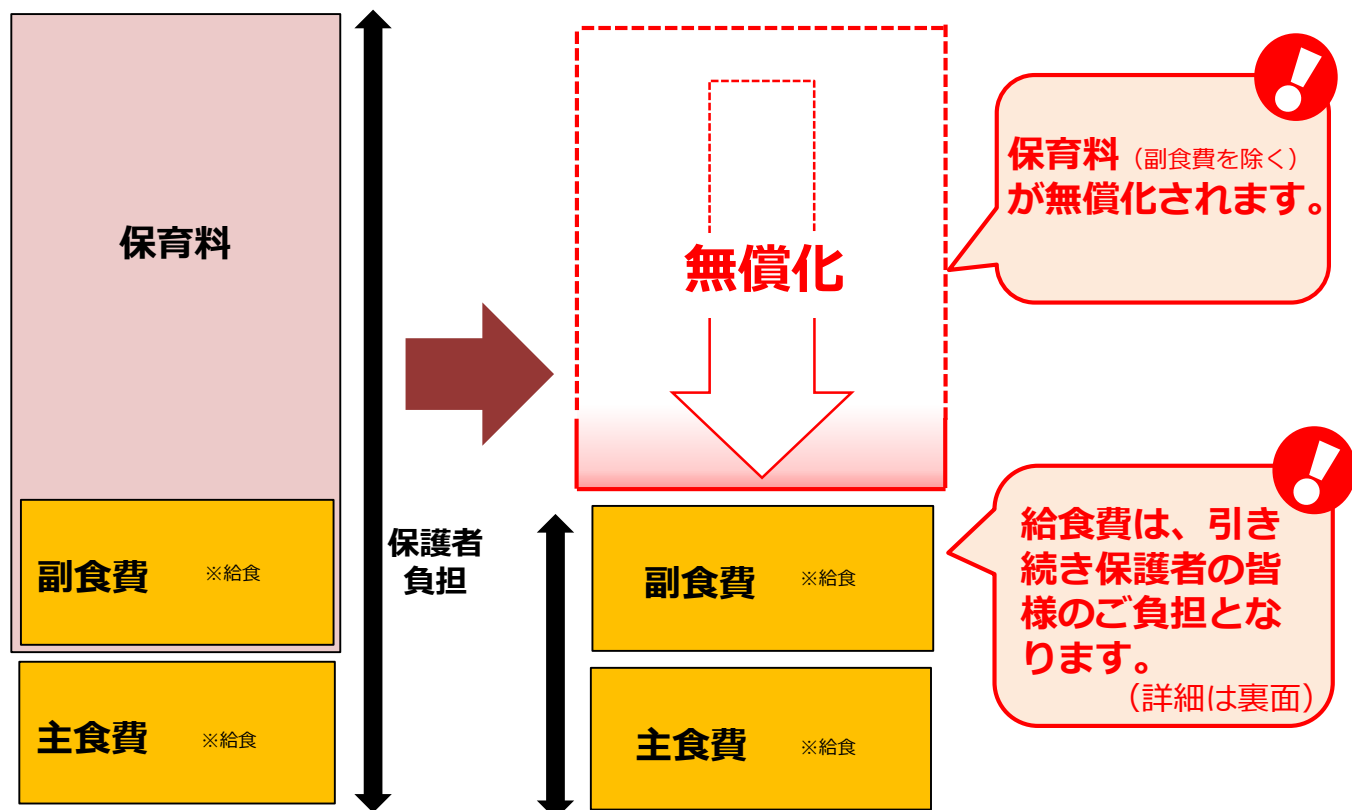
- **保育園の給食の材料にかかる費用（給食費）**については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため、保育所等を利用する保護者も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則となりますので、**無償化後も引き続き、保護者の皆様のご負担となります。**

ご負担額の変更はありません。

(詳細は裏面をご覧ください。)

～これまで～

～無償化後（2019年10月以降）～

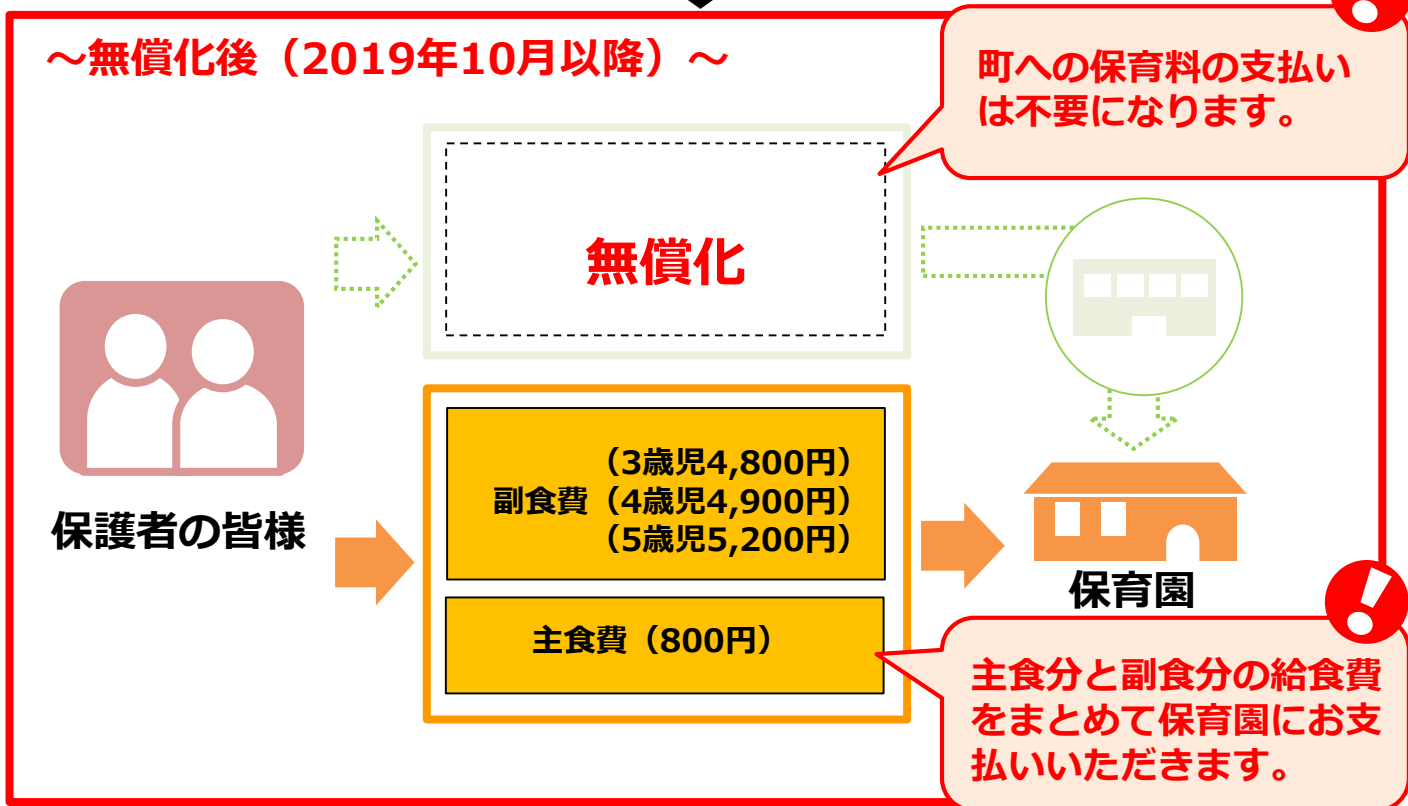
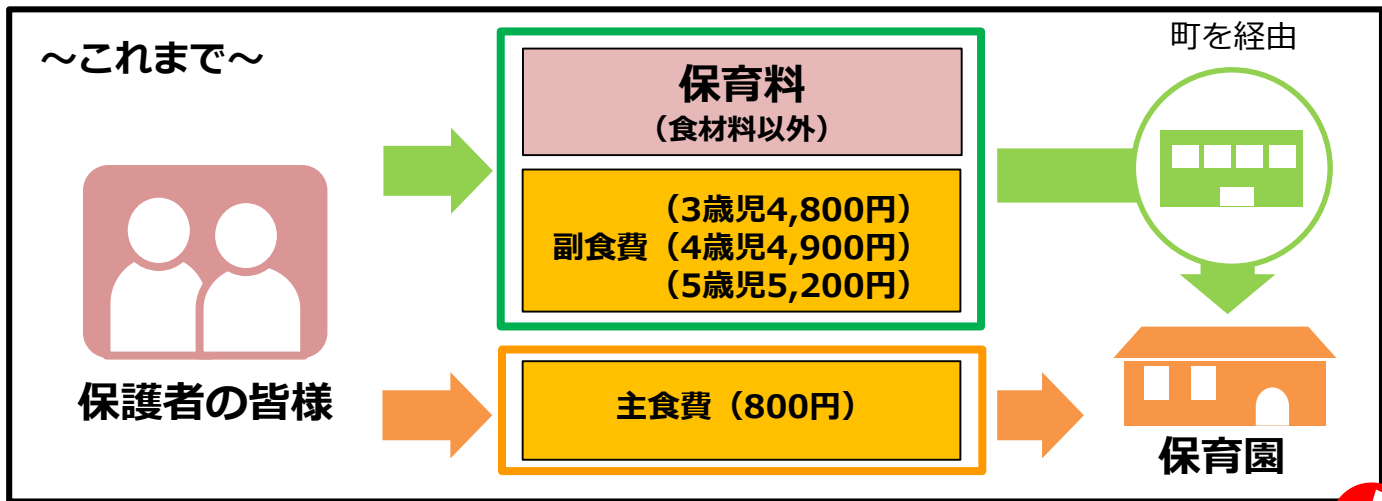


保育料（副食費を除く）が無償化されます。

給食費は、引き続き保護者の皆様のご負担となります。

(詳細は裏面)

- 現在、3～5歳児の給食費分は、
 - ・主食（お米など）分については直接、
 - ・副食（おかず・おやつ）分については（保育料の一部として）町を通じて、保育園にお支払いいただいております。
- 今般、幼児教育・保育は無償化されますが、給食費については引き続き保護者の皆様にご負担いただくことが原則です。ただし、無償化に伴い、**今後は、主食分と副食分の給食費をまとめて保育園にお支払いいただくこととなりますので、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。**



問い合わせ先:あさひ園(朝日町保育園)

TEL:059-377-5671